

議案第52号

天理市道路線の廃止及び認定について

天理市道路線を下記のとおり廃止及び認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成19年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

記

路線廃止の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
56号	南菅田宮堂線	起点 二階堂南菅田町市道38号線分岐 終点 二階堂南菅田町県道天理斑鳩線合接		

路線認定の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
714号	西名阪南線	起点 櫛本町市道40号線分岐 終点 櫛本町県道天理環状線合接		
715号	岩屋線	起点 岩屋町県道福住横田線分岐 終点 岩屋町県道福住横田線合接		
716号	二階堂南菅田 東西線	起点 二階堂南菅田町市道38号線分岐 終点 二階堂南菅田町国道24号線合接		
717号	北菅田蓮妙院 線	起点 二階堂北菅田町国道24号線分岐 終点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線合接		
718号	二階堂北菅田 西線	起点 二階堂北菅田町市道716号線分岐 終点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線合接		
719号	四の坪西線	起点 櫛本町県道福住横田線分岐 終点 櫛本町市道113号線合接		